令和元年度家畜共済勘定不足金の処理誤りについて
（令和２年度第２回臨時総代会（令和３年３月 16 日開催）の報告資料）

１　経　　緯

常例検査において県より家畜共済勘定に元年度は不足金がないことを質問された。改正後の定款第 56 条により 135,042,542 円を家畜法定積立金戻入で処理を行ったことを回答した。その後、定款附則（経理に関する経過措置）第５条　平成 34 事業年度前までは従前の例によるとなっていることが判明した。

このことにより、令和２年度県常例検査の指摘事項として誤りの指摘を受け、改善対応策及びその日程を作成し、適切な事務処理を行うように求められた。

２　発生原因

定款附則（経理に関する経過措置）第５条　平成 34 事業年度前までは従前の例によるとなっていることの確認を失念し、改正後の定款第 56 条により当年度に不足金処理ができると思い込んだため、発生した。

本来は、令和元年度家畜共済勘定において不足金処理は、定款第 21 条に基づき不足金処理案として総代会に上程し、第７回通常総代会の議決を受ける必要があった。

３　改善・対応策

法令等又は定款等の改正が行われた際は、全ての改正内容を正確に理解するとともに、適用する時期及び経過措置等が規定してある附則まで読み込み、決算の事務処理を行うよう努めます。

さらに、多くの職員が経理・決算事務（国庫事務費負担金を含む）の知識を深めるため、令和３年度から全職員を対象とした経理研修会を実施します。

令和３年３月 16 日に開催予定の第２回臨時総代会において、第７回通常総代会で承認された、令和元年度末の財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、家畜共済勘定に誤りがあり、正確には不足金が生じていて、不足金処理案で処理すべきであったことを説明して謝罪します。

組合員へは臨時総代会に説明した内容を、ホームページ並びに令和３年７月上旬に発行予定の広報誌に掲載して、謝罪します。

＜開催時説明内容＞

この様な誤りをしたことは、遺憾であり大変申し訳ございません。深くお詫びいたします。

経理処理において、この誤りによって行った経理処理は、貸借と損益の振替（内部取引）、定款の規定に基づいて行う経理処理は、貸借の振替（内部取引）です。法定積立金の残高は、令和元年度で不足金を充当した後の残高と、定款の規定に基づいて令和２年度に入ってから第７回通常総代会で不足金処理案が可決後の残高は、同じ金額になります。また、誤りの経理処理において、法定積立金を戻入するにあたり、余裕金運用の中で債券を売却してはなく、売却損の発生や受取利息の減少はありません。よって、損害及び損失は発生していません。

○定款抜粋

変更前（家畜共済は含まれていない）

（不足金てん補準備金の共済金支払への充当）

第56条　この組合は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

２　この組合は、園芸施設共済について、共済金の支払に不足を生ずる場合には、不足金てん補準備金の金額をその支払に充てるものとする。

３　この組合は、果樹共済について、果樹共済保険区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該果樹共済保険区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

４　この組合は、畑作物共済について、畑作物共済保険区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該畑作物共済保険区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

変更後（家畜共済は含まれている）

（不足金塡補準備金の共済金支払への充当）

第56条　この組合は、第52条第１号から第６号までに掲げる勘定ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該勘定の不足金塡補準備金をその支払に充てるものとする。

定款附則抜粋

（経理に関する経過措置）

第５条　変更後の第56条の規定は、平成34事業年度に係る不足金塡補準備金の共済金支払への充当から適用し、同事業年度前の事業年度に係る不足金塡補準備金の共済金支払への充当については、なお従前の例による。